

県民行動指針

昨日、東京都など状況が深刻な7都府県を対象とした緊急事態宣言が発令されました。

今、福井県でも新型コロナウイルス感染者が連続して増加しており、「緊急事態宣言直前」の状況です。

つきましては、県民のみなさまには、4月19日（日）までの間、以下のことを強くお願いいたします。

1 週末、平日夜間における不要不急の外出・会合を自粛する

症状の出ない方や症状の軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されています。知らないうちに他の方に感染させることをなくすため、週末や平日夜間における不要不急の外出や会合（接客を伴う飲食店の利用（4月23日（木）まで）を含む）の自粛をお願いします。

2 感染防止対策を徹底する

発熱等の風邪症状がみられる際には外出しない、こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

体調が悪いときは、まず外に出ず、相談窓口やかかりつけ医に電話で相談するなど、適切な行動を取るようしてください。

また、体調不良の家族がいる場合には、生活空間や共用物の分離、トイレ等の消毒など、同居家族内における感染防止対策を徹底してください。

3 感染リスクが高まる密室・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」を避けてください。特に感染リスクの高まる3つの条件がそろう場を徹底的に回避してください。

また、店舗等の事業者におかれましても、人が集まらないような工夫（整理券の配布、テイクアウトの実施など）や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止対策を徹底してください。

4 職場における働き方の見直しや健康管理を徹底する

感染拡大のリスク低減に向けた職場における計画的在宅勤務の促進や、社員、職員に対する出勤時の検温、手洗いの励行、マスクの着用など健康管理を徹底してください。

※ 県庁の取組み

- ・ 2班交代制の実施（在宅勤務、時差出勤等による）
- ・ 期間は4月10日（金）～4月24日（金）

5 緊急事態宣言の対象地域など他県との往来を自粛する

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往来の自粛をお願いします。

また、福井に来られる方に対する感染防止対策の周知と徹底をお願いします。

6 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

7 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

令和2年4月8日

福井県知事 杉本 達治